

# 電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及び デジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期に関する改正の解説

## 1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、安全設備規則（日本籍船舶用）が改正されている。なお、本改正は、2026年1月1日から適用される。ただし、後述の「3.改正の内容」中(1)に示す改正、すなわち安全設備規則附属書4-2.1.33の改正については、2026年1月1日以降2029年1月1日前に搭載されるECDISに任意適用、2029年1月1日以降に搭載されるECDISに強制適用される。

## 2. 改正の背景

国際水路機関（IHO）では、船舶と陸上の情報通信のデジタル化に伴う航路計画のデータ交換等に対応した海図に関する規格S-100シリーズの策定作業を進めている。当該S-100シリーズのうち、航海用刊行物のデータを統合させる次世代の電子海図の規格S-101の改正作業が完了した。

IMOにおいても、S-101に対応させるため、2022年11月に開催されたIMO第106回海上安全委員会(MSC106)にて、ECDISの性能基準を改正し、決議MSC.530(106)として採択した。

さらに、2024年5月に開催されたMSC108では、航路計画のデータ交換を円滑に行うことの目的とした改正を追加し、ECDISの性能基準を、決議MSC.530(106)Rev.1として採択した。

このため、決議MSC.530(106)Rev.1に基づき、関連規定を改めた。

また、デジタル選択呼出装置等の性能基準の適用時期が、IMOにおいて2024年から2028年に延期されたことに基づき、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

### (1) 安全設備規則附属書4-2.1.33

- (a) 1.1.1-2.及び1.1.3-1.(1)において、ECDISは、航海用海図に加えて航海用刊行物としても認められる旨規定した。
- (b) 1.1.3-1.(3)及び(4)において、航海用電子データサービス(ENDS)を新たに規定し、航海用システム電子海図(SENC)をシステムデータベースに変更した。ENDSとは、ECDISで使用するために政府等により発行された航海用海図及び航海用刊行物からなり、IHO基準に適合するよう標準化されたデータベースをいう。システムデータベースとは、製造者によって、すべてのENDSの内容（アップデートを含む）がECDISの内部のフォーマットに変換されたものという。なお、ENDS及びシステムデータベースの用語は、IHOの規格S-101でも同様に定義されている。
- (c) 表4において、警報及び表示について、ブリッジ・アラート・マネジメント(BAM)の性能基準を規定するIMO決議MSC.302(87)による旨規定した。これに伴って、警報を警報発令に改め、警報発令を優先度の高い順に、警報、警告及び可視注意報に分類した。
- (d) 1.1.4-8.(4), 1.1.4-10., 1.1.6.(3)及び1.1.9において、次に示すECDIS上の表示の要件を追加した。
  - i) 安全等深線の設定画面の恒久的表示を可能にする
  - ii) 動的な水位調整の機能を使用可能にする（潮汐データ関連）
  - iii) 小縮尺により自船が表示されないことを通知する機能を追加する
  - iv) 海域の色や海図上の記号の表示はIHOの規格S-98及びS-101を参照する

- (e) 1.1.11-3.(4)において、陸上との間における航路計画の情報交換の機能を備えることを規定した。ここでいう航路計画の情報交換先の陸上は、主に VTS (Vessel Traffic Service : 沿岸国による海上の交通を管制する業務) や、水先人業務及びタグボート支援といった港湾サービスを行う団体を想定している。また、1.1.11-3.(5)において、航路計画には、到着予定時刻及び出航予定計画を含めることを規定した。
- (f) 1.1.11-5.において、使用された電子海図のバージョン及び安全等深線等の警報発令の設定の変更を航海情報記録装置 (VDR) に出力できることを規定した。
- (g) 1.1.2-4.において、航海情報表示画面における表示に関する性能基準を定める IMO 決議 MSC.191(79)のその後の改正が、ECDIS に適用されることを明記した。なお、本改正時点では、「その後の改正」は IMO 決議 MSC.466(101)を指している。IMO 決議 MSC.466(101)における改正点は、SN.1/Circ.243 (その後の改正を含む) 及び MSC.1/Circ.1609 に従うことを追加したことであり、これらのサーキュラーでは、主に電子海図上の自船及び他船の記号並びに画面の輝度の変更等のボタンの記号等の表示方法が指定されている。
- (h) 付録 2において、ラスター海図表示装置の性能基準を前(a)から(g)に準じて改めた。
- (2) 安全設備規則の一部を改正する規則 (2023 年 12 月 22 日 規則 第 60 号)  
安全設備規則（日本籍船舶用）の附属書 4-2.1.21 から附属書 4-2.1.24 にそれぞれ規定する VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の性能基準は、2023 年 12 月 22 日付で改正し、当該改正の附則において、2024 年 1 月 1 日から施行している。しかし、IMO において、これらの性能基準の適用日を延期する旨が MSC.1/Circ.1676 に示されたため、これに従って、本会規則においても同様に適用日を 2024 年から 2028 年に延期するよう改めた。